山口県再犯防止推進計画

《2019年度~2023年度》

2019年3月山 口 県

はじめに

全国の刑法犯の認知件数は、2012(平成14)年をピークとして減少傾向にあり、2016(平成28)年には、戦後最少の約100万件となる一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は約50%に及ぶなど、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

こうした中、2016(平成28)年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方における地域



の実情に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、地方再犯防止 推進計画の策定が努力義務とされました。

私は、安心・安全な県づくりと犯罪をした人等も包摂した地域共生社会の実現に向け、県が取り組む再犯防止の施策の方向性を明らかにするため、国関係機関や市町行政、司法や社会福祉、民間協力者団体で構成する「山口県再犯防止推進計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、パブリック・コメント等を通じ、広く県民の皆様の御意見をお聞きしながら、この度「山口県再犯防止推進計画」を策定いたしました。

この計画においては、国や市町との役割分担を踏まえ、再犯防止に対する県民の理解促進と、就労・住居の確保、保健医療・福祉的支援、非行の防止と修学支援などに取り組むこととしています。

私は、今後、この計画に基づき、国や市町、関係団体等と連携しながら、再犯防止の取組を推進してまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

2019(平成31)年3月

山噪和事村图嗣政

目 次

第 1	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の目的	
2	計画の位置付け	
3	計画期間	
第 2	県の取組事項	2
I	広報・啓発活動の推進	3
П	就労・住居の確保	4
	1 就労の確保	4
	2 住居の確保	6
Ш	保健医療·福祉的支援	8
	1 高齢者又は障害のある人等への支援	8
	2 薬物依存症者等への支援	10
IV	非行の防止と修学支援	11
V	関係機関・団体等との連携強化	13
取組	事例の紹介	14
巻末	資料	19
用語	解説	23

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

全国の刑法犯*の認知件数*は減少し、2016(平成28)年には、戦後最少の約100万件となる一方で、検挙*人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は約50%に及び、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

こうした中、2016(平成28)年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、「法」という。)が施行され、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じ、必要な施策を策定・実施する責務を有する」ことや、「国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める」ことが明示されました。

県では、このような法の趣旨を踏まえ、安心・安全な県づくりと犯罪をした人等も包摂した地域共生社会**の実現に向け、県が取り組む再犯防止の施策の方向性を明らかにするため、当計画を策定します。

2 計画の位置付け

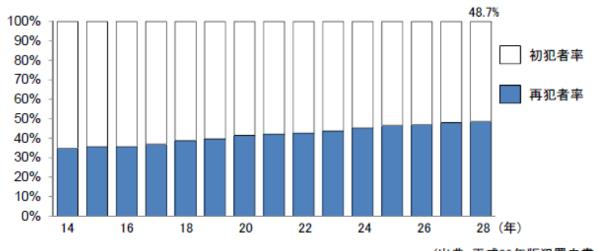
この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

3 計画期間

計画期間は2019年度から2023年度までとします(5年間)。

なお、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し、市町における再犯防止に 関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

《参考》再犯者率の推移(全国)



第2 県の取組事項

○ 山口県再犯防止推進計画は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に 応じた施策を実施するため、国の再犯防止推進計画を勘案して、策定します。

【再犯防止推進法 (2016(平成 28)年 12 月施行)】

第4条第2項

地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な 役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、 及び実施する責務を有する。

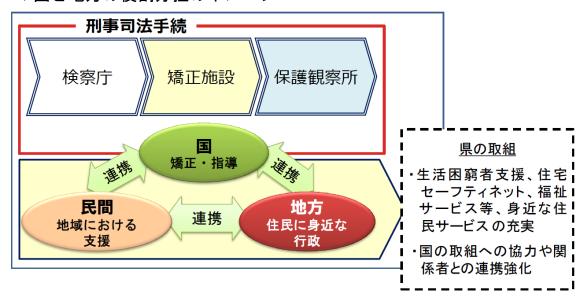
第8条第1項

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

【再犯防止推進計画(2017(平成29)年12月閣議決定)】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 地方公共団体との連携強化
- (7) 関係機関の人的・物的体制の整備等
- 県では、「住民に身近な行政」の立場から取り組む施策について、5つの柱 に整理し、その取組の方向性について記載します。
 - Ι 広報・啓発活動の推進
 - Ⅱ 就労・住居の確保
 - 1 就労の確保
 - 2 住居の確保
 - Ⅲ 保健医療・福祉的支援
 - 1 高齢者又は障害のある人等への支援
 - 2 薬物依存症者等への支援
 - Ⅳ 非行の防止と修学支援
 - V 関係機関・団体等との連携強化

▼国と地方の役割分担のイメージ



I 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の更生について、広く県民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

1 国等の取組の状況

【社会を明るくする運動※】

○ 全国的な取組である「社会を明るくする運動」については、本県では県内 98の機関・団体により県推進委員会が組織され、概ね市町ごとに設置され た地区推進委員会と連携し、全県的な取組が行われています。

(2017(平成29)年関連行事参加者数15,598人、出典:法務省資料)

【再犯防止推進計画(国計画)】

○ 国においては、「再犯防止推進計画」に「再犯防止に関する広報・啓発活動の推進」を掲げ、その取組を推進することとされています。

2 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

○ 犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解促進

・「社会を明るくする運動」を通じ、犯罪や非行の防止と更生に関する県 民の理解を促進するための、全県的な広報・啓発活動に取り組みます。

(参考) 「社会を明るくする運動強調月間」 : 7月 法に基づく「再犯防止啓発月間」 : 7月

○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

・「やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会*」を中心に、 地域ぐるみの防犯活動等を通じ、県民の防犯意識向上に取り組みます。

Ⅱ 就労・住居の確保

1 就労の確保

刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことなど、 生活の安定のための就労の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

(1) 国等の取組の状況

【就労支援の実施】

○ 矯正施設*では、刑務作業*の一環として職業訓練が実施されており、ハローワークにおいては、矯正施設に出向いた職業紹介、職業講話のほか、保護観察*対象者への専門の担当者による職業相談の実施等、就労に向けた支援が行われています。

【生活環境の調整※】

○ 保護観察所では、出所に向け、帰住予定地の保護観察所と連携しながら、 就労や居住の確保など、生活環境の調整**に向けた取組が行われています。

【協力雇用主の確保・支援】

○ 保護観察所では、就業することが容易でない矯正施設出所者等を雇用し、 自立及び社会復帰に協力する「協力雇用主」の確保・支援に取り組んでいま す。県内の協力雇用主は、276社となっています。

(2018(平成30)年4月1日現在、出典:山口保護観察所資料)

【民間協力者の取組】

- 特定非営利活動法人**である「山口県就労支援事業者機構**」では、協力雇 用主確保に向けた広報事業や助成事業等が行われています。
- 済生会山口地域ケアセンターにおいては、山口刑務所と連携し、介護に関する職業訓練を実施し、資格を取得した矯正施設出所者を介護職員として採用する等の取組が行われています。

【再犯防止推進計画(国計画)】

- 国においては、「再犯防止推進計画」に次の事項を掲げ、その取組を推進 することとされています。
 - ◇矯正施設における職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得
 - ◇就職に向けた相談・支援等の充実
 - ◇新たな協力雇用主の開拓・確保
 - ◇犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上
 - ◇一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

(2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

〇 生活困窮者に対する相談支援

・ 県・市町が設置する生活困窮者自立支援相談窓口*において、本人の 状況に応じた相談支援を行うとともに、ハローワーク等と連携した就 労支援に取り組みます。

〇 一般就労が困難な人への就労支援

・ 一般就労が困難な人に対し、個々の能力や状況等に応じ、「生活困 窮者就労準備支援事業[※]」や「生活困窮者就労訓練事業[※]」、「障害者 就労支援事業[※]」等を活用し、一般就労に向けた支援の充実を図ります。

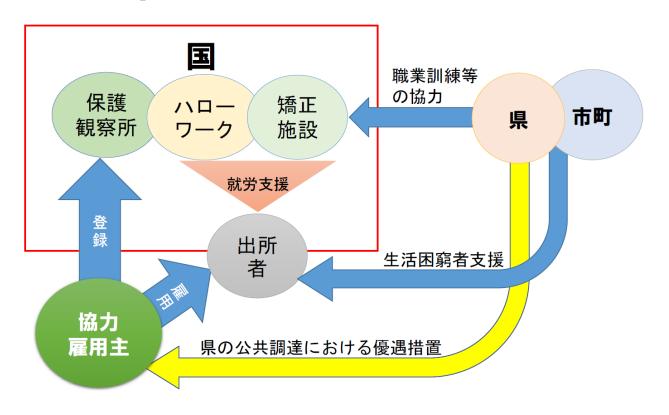
○ 協力雇用主への支援

・ 政策入札制度*を通じ、県が発注する公共調達の受注機会を拡大することにより、協力雇用主を支援します。

○ 矯正施設等における取組への協力

・ 矯正施設等が行う職業訓練等の取組に対し、必要な協力に努めます。

▼「就労の確保」取組のイメージ



2 住居の確保

刑務所満期出所者のうち約5割が、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていることなど、生活の安定のための住居の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

(1) 国等の取組の状況

【生活環境の調整】

- 保護観察所では、出所に向け、帰住予定地の保護観察所と連携しながら、 就労や居住の確保など、生活環境の調整に向けた取組が行われています。 また、更生保護施設**や自立準備ホーム**のあっせんにより、一時的な帰住 先の確保の取組が行われています。
- 高齢者や障害のある人等、矯正施設出所にあたり、特別な配慮や支援が必要な人に対しては、矯正施設、保護観察所、県地域生活定着支援センター* (県社会福祉協議会に設置)が一体となって、社会福祉施設への入所等の調整(いわゆる特別調整*)が行われています。(p8,9参照)

【住宅セーフティネット制度*】

○ 住宅確保要配慮者*が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、不動産関係 団体や居住支援団体*、県、市町で構成する県居住支援協議会*において、住 宅セーフティネット制度の円滑な運用に取り組んでいます。

【再犯防止推進計画(国計画)】

- 国においては、「再犯防止推進計画」に次の事項を掲げ、その取組を推進 することとされています。
 - ◇矯正施設在所中の生活環境の調整の充実
 - ◇更生保護施設等の一時的な居場所の充実
 - ◇地域社会における定住先の確保

(2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

〇 公営住宅での受入れ

・ 矯正施設出所者や、支援を行う機関等に対し、公営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等について、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報の提供に努めます。

○ 住宅セーフティネット制度による民間賃貸住宅への円滑な入居促進

- ・ 民間賃貸住宅の所有者等に対し、住宅セーフティネット制度の周知 を図り、入居可能な住宅の登録を促進します。
- ・ 矯正施設出所者や、支援を行う機関等に対し、セーフティネット住宅*の入居に関する問合せ先や募集状況等について、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報の提供に努めます。

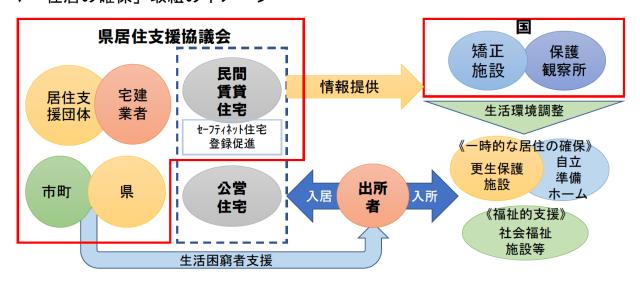
〇 生活困窮者に対する相談支援等

- ・ 県・市町が設置する生活困窮者自立相談窓口において、本人の状況 に応じ、住居の確保に向けた相談支援を行います。
- ・ 離職等により、住居を失うおそれのある人に対して、「住居確保給付金[※]」の支給等を通じ、継続的な住居の確保に向けた支援を行います。

〇 一時的な居住の確保

・ 生活困窮者自立支援制度における「一時生活支援事業[※]」の実施等、 市町の実情に応じた取組を促進します。

▼「住居の確保」取組のイメージ



Ⅲ 保健医療・福祉的支援

高齢者や障害がある人等、適切な支援がなければ、自立した社会生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉的支援に取り組むことが重要です。

1 高齢者又は障害のある人等への支援

(1) 国等の取組の状況

【矯正施設等における福祉的支援】

- 高齢者や障害のある人等、矯正施設出所にあたり、特別な配慮や支援が必要な人に対しては、矯正施設、保護観察所、県地域生活定着支援センターが一体となって、社会福祉施設への入所等の調整(いわゆる特別調整)が行われています。
- また、高齢者や障害のある人等が、矯正施設出所後に、円滑に福祉サービスが利用できるよう、サービス受給のための各種手続を進めるなど、県、市町等と連携した取組が行われています。

【刑事司法手続※の入口段階での支援】

- 矯正施設出所者だけではなく、起訴猶予*者等においても、保健医療・福祉的支援が必要な場合があり、検察庁*においては、保護観察所や福祉関係機関等と連携し、適切な受入施設等のコーディネートを行う「つなぎ支援」が実施されています。
- 県弁護士会においては、福祉専門職と連携した弁護活動が行われています。 また、県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協 議会の四会連携により、刑事司法手続の入口段階での具体的な支援のあり方 について、検討が進められています。

【再犯防止推進計画(国計画)】

- 国においては、「再犯防止推進計画」に次の事項を掲げ、その取組を推進 することとされています。
 - ◇関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実
 - ◇保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化
 - ◇高齢者又は障害のある人等への効果的な入口支援の実施

(2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

○ 県地域生活定着支援センターの取組の充実

- ・ 高齢者や障害のある人等が、矯正施設出所後、必要な保健医療・福祉サービスを利用できるよう、保護観察所や市町等と連携し、円滑な調整を行うとともに、相談支援機能の充実を図ります。
- ・ 犯罪をした人等の社会復帰や、保護司等民間協力者の活動を支援するため、ホームページ等を活用し、福祉サービスや日常生活支援等に関する情報発信の充実を図ります。

○地域における福祉的支援

・ 保護司**や民生委員*、社会福祉協議会等との連携を強化し、生活福祉資金**の貸与や地域福祉権利擁護事業**等、日常生活における福祉的支援を進めます。

○市町の相談窓口や社会福祉施設等の理解促進

・ 市町の相談窓口や社会福祉施設等に対し、犯罪をした人等の社会復帰に 向けた支援について、理解を促進します。

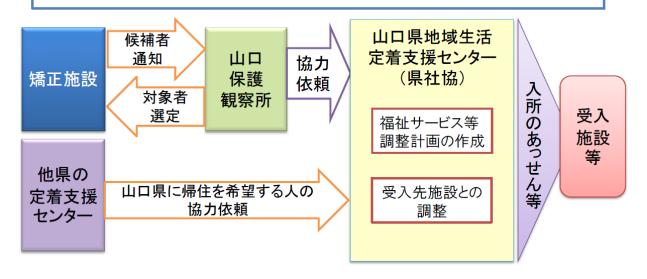
○ 矯正施設等における福祉的支援への協力

・ 高齢者や障害のある人等が、矯正施設出所に向け、福祉サービス利用の ための各種手続等が円滑に行えるよう、矯正施設等の取組に協力します。

■高齢者や障害のある人等への福祉サービスの利用調整(特別調整の概要)

下記に該当する矯正施設出所者について、保護観察所からの依頼に基づき、 受入施設等への入所のあっせん等を行う。

- ①高齢者又は身体障害、知的障害もしくは精神障害があると認められる
- ②出所後の適当な住居がない
- ③出所後、福祉サービスを受けることが適当と認められる



2 薬物依存症者等への支援

覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する者の約3割が覚せい剤取締法違反によるものとなっています。また、他の犯罪に比べ再犯リスクが高いことから、再犯防止に向けた取組が重要です。

(1) 国等の取組の状況

【専門プログラムによる指導】

○ 矯正施設では、専門プログラムにより、回復に向けた指導が行われています。

【再犯防止推進計画(国計画)】

- 国においては、「再犯防止推進計画」に次の事項を掲げ、その取組を推進 することとされています。
 - ◇刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等
 - ◇治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実
 - ◇薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

(2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

○ 県薬物乱用対策推進本部[※]を中心とした総合的な取組の推進

- ・ 薬物乱用防止指導員**や薬物乱用防止推進員*等と連携し、学校等を通じた児童・生徒・学生への普及啓発に取り組みます。
- ・ 薬物依存症に関するリーフレットの作成や、薬物乱用撲滅キャンペーンの実施、各種講習会、地域のイベント等を活用した地域住民への普及 啓発に取り組みます。
- ・ 精神保健福祉センター*等における個別相談や「家族教室*」の開催、 DARC (ダルク)*が行う「薬物ミーティング」への協力など、依存 症者本人や家族への支援に取り組みます。
- 薬物依存症等に対する医療機関の取組拡大に努めます。

Ⅳ 非行の防止と修学支援

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合って発生しており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進していくことが重要です。

1 国等の取組の状況

【法務少年支援センター※】

○ 少年鑑別所[※]では「法務少年支援センター」を設置し、非行犯罪防止に関するノウハウの地域への還元や、学習支援、カウンセリングの実施等、非行傾向のある少年及びその家族等への支援が行われています。

【民間協力者の取組】

- 保護司は、非行少年等の更生保護*活動を担っており、多くの保護区で、 学校連携部会を設置し、コミュニティ・スクール*に参画する等の取組が行 われています。
- 更生保護女性会**では、保護観察対象者の社会貢献活動への協力のほか、 地域におけるあいさつ運動、見守り活動など、学校と連携した取組等が行わ れています。
- BBS会[※]では、非行少年等に対し、兄や姉のような立場から、立ち直りを支援するとともに、非行防止に向けた活動が行われています。

【再犯防止推進計画(国計画)】

- 国においては、「再犯防止推進計画」に次の事項を掲げ、その取組を推進 することとされています。
 - ◇児童生徒の非行の未然防止等
 - ◇非行等による学校教育の中断の防止等
 - ◇学校や地域社会において再び学ぶための支援

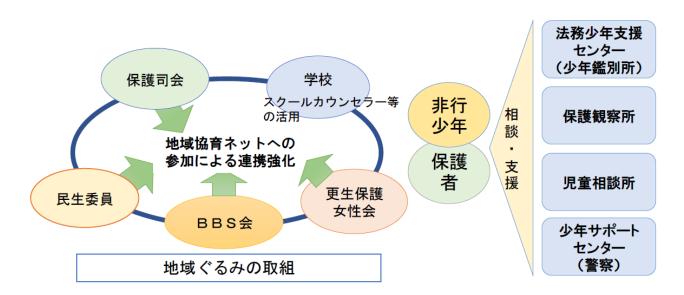
2 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

○ 学校・地域が一体となった非行防止や修学支援の充実

- ・ 全ての公立学校にスクールカウンセラー*を配置するとともに、スクールソーシャルワーカー*の活用等により、いじめや不登校への対応等、一人ひとりの状況に応じた相談支援を行います。
- ・ 保護観察対象少年の再非行の防止や修学支援に向け、保護司(保護司会)と学校の連携強化を進めるとともに、国関係機関と学校関係機関の相互協力に努めます。
- ・ 保護司会や更生保護女性会、BBS会、民生委員等との連携を強化し、地域ぐるみで子どもを育む「地域協育ネット*」を活かした非行防止の取組の充実を図ります。
- ・ 児童相談所**や少年サポートセンター**(警察)における、相談支援等の充実を図ります。
- ・ 市町、学校、地域等が連携して、子どもの居場所づくりや生活困窮 家庭・ひとり親家庭等の学習支援を行います。
- ・ 法務少年支援センター山口(山口少年鑑別所)の専門的な相談支援機能と連携し、効果的な非行防止の取組を進めます。

▼「非行の防止と修学支援」取組のイメージ



V 関係機関・団体等との連携強化

更生保護行政を担う国と、住民に身近な県・市町が相互に連携して取組を進めることが重要です。

また、県内では、保護司(804人)や更生保護女性会(会員3,779人)、BBS会(会員93人)等、多数の民間協力者が活発に活動されており、更生保護や非行防止の取組を支える、保護司等民間協力者との連携が重要です。(人数は2018(平成30)年4月1日現在、山口保護観察所資料による)

1 国等の取組の状況

【再犯防止推進計画(国計画)】

○ 国においては、「再犯防止推進計画」に「地方再犯防止推進計画の策定等 の促進」や「地方公共団体との連携の強化」の取組を推進することとされて います。

2 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

〇 関係機関との連携強化

- ・ 就労・住居・福祉など、支援の内容に応じた連携を強化します。
- ・ 暴力団関係者やストーカー事犯など、犯罪をした人等の特性に応じ、 刑事司法機関と県警察等との連携を強化します。
- 市町の再犯防止推進計画策定等の取組を促進します。
- ・ 担当者会議等を通じて、再犯防止の取組について情報共有を図るなど、住民に身近な機関として福祉等のサービスを提供する市町や社会 福祉協議会との連携を強化します。

〇 保護司等民間協力者との連携強化

- ・ 保護司会、更生保護女性会、BBS会等、民間協力者団体が実施する研修会への協力など、関係団体との連携を強化します。
- ・ ホームページ等を通じ、県や市町の施策や、保健医療・福祉サービスの相談窓口等の情報提供等を行い、民間協力者の日々の活動を支援します。

県内の矯正施設の概要

県内には4つの矯正施設があり、処遇の充実や社会復帰等の支援に向けて、 地域や関係機関と連携した取組が行われています。

◎山□刑務所(所在地:山□市松美町)

【施設の概要】

置:1872(明治5)年 旧山口藩明倫館の一部の兵学寮を改造し、 設

徒場・懲役場として転用(山口監獄の起源)

1922(大正11)年 「山口監獄」から「山口刑務所」へ改称

収容定員:611名(男子)

【施設の特徴】

○ 主に26歳以上の犯罪傾向の進んでいない男子受刑者を収容しています。

○ 全国の刑務所に収容されている受刑者を受け入れて 職業訓練を行う、全国に了施設の総合訓練施設の一つ として、社会復帰に資する知識、技能、資格の付与等 に向けて、介護福祉科、理容科、CAD技術科等、14 種目が実施されています。



○ 介護福祉科においては、済生会山□地域ケアセンター 済生会による研修の様子 との連携により、「介護職員初任者研修」及び「介護 職員実務者研修」が実施されています。

○岩国刑務所(所在地:岩国市錦見)

【施設の概要】

置:1872(明治5)年 「岩国監倉」設置

> 「岩国少年刑務所」発足(監獄官制の改正) 1922(大正11)年 1989(平成元)年 「岩国刑務所」(女子刑務所)として改組

収容定員:357名(女子)

【施設の特徴】

- 中国地方唯一の女子刑務所です。
- 地域の医療、福祉等の専門家と連携し、女子受刑者特 有の問題に着目した処遇が実施されています。
- 地域の方の協力を得ながら、学童期の子がいる受刑者 が子育てについて学ぶ「子育て支援講座」や、高齢の受 刑者が円滑に社会参加するためのコミュニケーションに 関する講座等が実施されています。



地域の方の協力による講 座の様子

◎美祢社会復帰促進センター(所在地:美祢市豊田前町)

【施設の概要】

設 置:2007(平成19)年4月 全国初のPFI手法を活用した官民協働の刑務所

として発足。

収容定員:1,300名(男子500名、女子800名)

【施設の特徴】

- O PFI事業者により施設整備が行われ、運営の一部も民間事業者に委託されています。
- 施設内の一般食堂の地域住民への開放や、市立保育 園の敷地内への移転・開園など、地域との共生を図り ながら運営されています。
- 美祢市、㈱小学館集英社プロダクション、ヤフー㈱ との連携により、ネットストアの開設・運営に関する 職業訓練が実施されており、制作したショッピングサ イトは「道の駅おふく」で実際に活用されています。



ネット販売実務科の講義 の様子

◎山口少年鑑別所(所在地:山口市中央)

【施設の概要】

設 置:1949(昭和24)年 「山口少年観護所」「山口少年鑑別所」として発足

1950(昭和25)年 「山口少年保護鑑別所」へ改称 1952(昭和27)年 「山口少年鑑別所」へ改称

2015(平成27)年 「法務少年支援センター山口」を併置

収容定員:29名

【施設の特徴】

- 非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識 やノウハウを活用し、関係機関・団体との連携により、非行・犯罪の防止や青 少年の健全育成に関する活動支援が行われています。
- 2018(平成30)年10月、県警察との間で、少年の立ち直り支援に関する協定が締結され、非行などの問題を起こした少年について、本人と保護者の同意を得た上で、県警察から情報の提供を受け、問題行動の分析と今後の対応策等を県警察にフィードバックするなど、双方の連携による、再非行の防止や立ち直り支援の取組が行われています。



山口県警察と山口少年鑑 別所による協定の締結

民間団体における取組事例

県内の司法関係や社会福祉関係、更生保護関係の団体では、犯罪をした人等の社会復帰への支援に向けた特色ある取組が行われています。

◎ 済生会山口地域ケアセンターの取組

社会福祉法人恩賜財団済生会 山口県済生会山口地域ケアセンター(山口市朝倉町)

□ やまぐち再犯防止プロジェクト

- 2015(平成 27)年、刑務所出所者の再犯防止を目的として、山口刑務所と 済生会山口地域ケアセンターとの間で「やまぐち再犯防止プロジェクト」に係る協定を締結。
- 雇用ニーズの高い「介護職」に関する資格が取得できるよう、山口刑務所が行う職業訓練「介護福祉科」において、「介護職員初任者研修」等を実施。

【取組の特徴】

- 2015(平成27)年から、出所後に介護関係の職場への就労を希望する受刑者 を対象として、「介護職員初任者研修」が行われています。
- 2017(平成29)年からは、初任者研修修了者を対象として、「介護職員実務者研修」が行われています。
- O これまで、済生会から延べ158人の職員が派遣され、 初任者研修71人、実務者研修8人が修了しました。
- 資格取得から就職まで一体的に支援を行う取組として、 2016(平成28)年には、最初の内定者が誕生し、これま で、計8人が済生会山口地域ケアセンターにおいて採用 されています。



山口刑務所での採用面接

○ 済生会を中心に、山口市や山口刑務所等国関係機関、関係団体等により「山口圏域生活支援協議会」が組織され、犯罪をした人等の社会復帰への支援に関するケース検討や情報の共有等が行われています。

□ 自立準備ホーム「なでしこ女子寮」

2017(平成 29)年、山口保護観察所からの委託を受け、自立準備ホーム「なでしこ女子寮」の運営を開始。

《取組の内容》

- 刑務所等出所後、帰住先が決まらず、行き場のない 人に対し、一時的な宿泊場所や食事が提供されていま す。
- 山口地域ケアセンターの医療ソーシャルワーカーや 看護職員等により、就労支援や生活指導など、自立し た生活に向けた支援が行われています。



なでしこ女子寮での生活支援

◎ 四会連携運営会議の取組

四会連携運営会議(事務局:県社協) [県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会]

- 矯正施設出所者に対する支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援につなげることが重要です。
- 起訴猶予者等への支援に向け、県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉 士協会、県社会福祉協議会の4団体が連携し、そのあり方について、司法と福祉 の職種を越えた研修が行われています。

研修テーマの例

- ・刑事事件に関わる際の福祉職の立ち位置
- 更生支援計画の作成
- 医療刑務所における福祉専門職の仕事や出所者等に対する 支援内容
- アディクション(薬物依存)



専門職が一堂に会する研修

◎ 保護司会の取組

光•下松保護区保護司会(保護司数:48人)

- 多くの保護司会で、「学校連携部会」を設置するなど、 保護司と学校との連携が進んでいますが、その中でも、光 ・下松保護区保護司会では、保護司会に所属する保護司全 員が、それぞれ担当する学校を持ち、学校運営協議会の委 員に就任するなど、先駆的にコミュニティ・スクールへの 参画に取り組まれています。
- コミュニティ・スクールの取組を通じ、地域ぐるみで子 どもを育む仕組みである地域協育ネットを活用し、保護司 による地域の子どもたちへの学習支援や「おやじの会」等 と連携した地域の防犯活動などにも取り組まれています。



保護司による夏休みの 学習支援



保護司と地域が連携した 防犯活動

県の取組:山口県地域生活定着支援センター

県では、2009(平成21)年、県社会福祉協議会に「山口県地域生活定着支援センター」を設置し、矯正施設出所者への支援を行っています。

○全国の定着支援センターと連携した取組

定着支援センターでは、山口保護観察所からの要請を受け、県内の矯正施設出所者で県内に帰住を希望する人に対し、福祉施設等への入所のあっせんや福祉サービスの利用手続の支援などを行っています。

また、県外に帰住を希望する人に対しては、県外の定着支援センターに支援を依頼するほか、他県の刑務所から県内に帰住を希望する人に対しては、本県の定着支援センターで支援を行っています。

○県社協のネットワークを活かした福祉的支援

支援の実施には、関係機関・団体等の理解や協力が 必要であり、県や国関係機関、福祉関係団体で構成す る「地域生活定着支援センター連絡会議」を設置し、 福祉サービス等の利用調整を行っています。



地域生活定着支援センター連絡会議

○これまでの支援の実績

2009(平成21)年の設置から2017(平成29)年度末までに、山口保護観察所や県外の定着支援センターから計122件の依頼を受け、高齢者施設や障害者施設、民間住宅等への入所、入居等のあっせんを行ってきました。

【帰住先確保の実績】

(単位:人)

県内帰住	県外帰住	その他	計
(福祉施設、	(県外の定着支援	(更生保護施設等	
民間住宅等)	センターへの依頼)	の一時入所施設)	
48	52	22	122

【参考】定着支援センターが行う支援

(1)コーディネート業務

矯正施設出所者のうち、高齢者または障害のある人等で、出所後の適当な住居がなく、福祉サービスを受けることが必要な人に対する、サービス利用の手続きの支援や、福祉施設等への入所のあっせん等(いわゆる特別調整)

②フォローアップ業務

入所等をあっせんした施設へのアフターケア(矯正施設出所者の安定した生活が認められるまで、出所日から概ね1年)

③相談支援業務

矯正施設出所者に対する、福祉サービスの利用等に関する相談支援

巻 末 資 料

資料1

「山口県再犯防止推進計画」(素案)に対する意見募集の結果概要

1 意見募集の実施

- (1) 募集期間 2018 (平成 30) 年 12 月 18 日 (火) ~2019 (平成 31) 年 1 月 17 日 (木)
- (2) 計画 (素案) の閲覧方法
 - ① 県庁ホームページ
 - ② 文書閲覧 県庁情報公開センター、各地方県民相談室及び山口地方県民相談室防府市駐在、 各健康福祉センター
- (3) 意見の提出方法 郵送、FAX、電子メール

2 提出いただいたご意見

6名から25件のご意見があり、その内容は次のとおりでした。

内 容	件数
表示方法や記載の追加等に関するもの	1 2
今後の施策の推進に関するもの	6
その他	7
計	2 5

資料2

山口県再犯防止推進計画策定委員会委員

(任期:2018(平成30)年10月1日~2019(平成31)年3月31日)

選任区分/機関・団体名	委員 職氏名		
国関係機関			
山口地方検察庁	検事	寺田 太郎	
山口刑務所	統括矯正処遇官	河原 善人	
岩国刑務所	首席矯正処遇官	横田 鶴子	
美祢社会復帰促進センター	首席矯正処遇官	 福田 雅峰	
山口少年鑑別所	所長	吉田 里日	
山口保護観察所	企画調整課長	久保 和慎	
司法関係団体			
山口県弁護士会	弁護士	岡田 卓司	
社会福祉関係団体			
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	専務理事	○藤田 潔	
社会福祉法人恩賜財団済生会 支部山口県済生会	山口地域ケアセンター 特別顧問	篠原 栄二	
一般社団法人 山口県社会福祉士会	(一社)触法障害者・高齢者支援 センター代表理事	富海 隆	
山口県精神保健福祉士協会	県立こころの医療センター	各務 恵美	
民間協力者団体			
山口県保護司会連合会	会長	小川 裕己	
山口県更生保護女性連盟	会長	藤田萬喜子	
特定非営利活動法人 山口県就労支援事業者機構	会長	藤麻 功	
山口県居住支援協議会	会長	上原 祥典	
市町行政			
美袮市	地方創生監	藤澤 由文	

○:委員長

資料3

計画の策定経過

2018(平成30)年 10月1日	山口県再犯防止推進計画策定委員会設置
11月 2日	第1回山口県再犯防止推進計画策定委員会 ・策定スケジュールについて ・再犯防止推進法及び再犯防止推進計画(国)について ・県計画のイメージ等について
11月19日	第2回山口県再犯防止推進計画策定委員会 ・計画の素案について
12月11日	山口県議会環境福祉委員会 ・計画の素案について
12月18日 ~2019(平成31)年 1月17日	パブリック・コメント(素案)
2月7日	第3回山口県再犯防止推進計画策定委員会 ・計画の最終案について
3月6日	山口県議会環境福祉委員会 ・計画の最終案について

資料4

再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標(山口県)

(出典:法務省資料)

○ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 (2017(平成 29)年)

(山口県警察の検挙人員のうち再犯者の数及び割合)

検挙人員2,175 人再犯者数1,135 人再犯者率52.2%

O 新受刑者中の再入者数及び再入者率 (2017(平成 29)年)

(犯行時に山口県に居住し、各年中に入所した受刑者のうち、再入者の数及 び割合)

> 新受刑者数 161 人 再入者数 95 人 再入者率 59.0%

O 保護司数及び保護司充足率 (2018(平成 30)年1月1日)

保護司定数850 人保護司数805 人保護司充足率94.7%

O 更生保護女性会及びBBS会会員数 (2017(平成 29)年4月1日)

更生保護女性会会員数 3,786 人 BBS会会員数 114 人

○ 社会を明るくする運動行事参加人数 (2017(平成 29 年))

参加人数 15,598人

用 語 解 説

本文中、以下の用語について最初に使用されるページに、「*」を付けて用語解説をします。

いの一時生活支援事業

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、住居を持たない人等、不安的な 住居形態にある人に一定期間宿泊場所や衣食を提供する事業。

か 〇家族教室

薬物問題で悩んでいる家族に、正しい知識と回復につながる対応について学んで もらうための学習の場。

き 〇起訴猶予

不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況等により訴追しないもの。

○矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。 法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を いう。

〇居住支援協議会

住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、不動産関係団体、県社会福祉協議会で組織された協議体。

〇居住支援団体

住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援等を行う社会福祉法人やNPO法人等の民間団体。契約手続きの立会い等の入居前の支援や電話相談、緊急時の対応等の入居後の支援を行う。

けつ刑事司法手続

犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続き。

〇刑法犯

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。

〇刑務作業

刑法に規定された懲役刑の受刑者に対し、矯正及び社会復帰を図るための矯正施 設における処遇。

〇検挙

検察官・警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し被疑者とすること。

〇検察庁

法務省に置かれる特別の機関であり、検察官の行う事務を統括するところ。

この更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再 犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。

〇更生保護施設

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置するもの。

〇更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

〇コミュニティ・スクール

学校の課題解決や、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな 学びや成長を支えていくことを目的として、保護者や地域住民が学校運営に参画す るための「学校運営協議会」が設置されている学校のこと。

し 〇児童相談所

児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずる。

○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について理解を深め、 それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な 運動。

〇住居確保給付金

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、離職等により経済的に困窮し、 住居を失った人又はその恐れがある人に対する給付金。

〇住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人等、住宅の確保に特に配慮を要する 者。

○住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する支援制度。賃貸住宅の登録制度、登録住宅への経済的 支援、住宅確保要配慮者への居住支援の3つの大きな柱から成り立っている。

〇就労支援事業者機構

協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人等の就労支援を通じ、円滑な社会復帰と安全な地域社会を実現することを目的として活動する団体。

〇障害者就労支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、一般就労が困難な人に就労機会等を提供する就労継続支援と、一般就労に向けて支援する就労移行支援を行う。

〇少年鑑別所

専門的知識及び技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。

〇少年サポートセンター

各都道府県警察に設置され、ボランティアや教職員と合同で、街頭補導や非行少年の立ち直り支援等に取り組む機関。

〇自立準備ホーム

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置するもの。

す Oスクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒 や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。

Oスクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。

せ 〇生活環境の調整

矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、 改善更生と社会復帰に必要な生活環境を整えること。

〇生活困窮者就労訓練事業

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、認定を受けた民間事業者が、自立相談支援機関のあっせんに応じて、就労に困難を抱える人を受け入れ、その状況に応じた就労の機会の提供を行うとともに、生活面や健康面での支援を行う事業。

〇生活困窮者就労準備支援事業

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、生活リズムが崩れている、勤労 意欲が低下している等、様々な理由で就労の準備が整っていない人に対して、一般 就労に向けた準備としての基礎能力の形成の支援を行う事業。

〇生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度。

〇生活福祉資金

低所得者や高齢者、障害のある人等の生活を経済的に支えるとともに、その在宅 福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした、都道府県社会福祉協議会が実施 する貸付制度。

〇政策入札制度

県の政策課題に寄与する取組を行っている事業者を優先して指名する入札制度。

○精神保健福祉センター

都道府県と政令指定都市に設置が義務づけられている「精神保健福祉に関する総合的技術センター」として、地域精神保健福祉活動推進の中核となるための機能を備えた機関。

〇セーフティネット住宅

住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住 宅として登録された住宅。

た ODARC (ダルク)

ドラッグ(薬物)、アディクション(嗜癖、病的依存)、リハビリテーション(回復)、センター(施設、建物)の頭文字を組み合わせた造語で、覚せい剤、危険ドラッグ、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを行う民間施設。

ち 〇地域協育ネット

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、 専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組み。

〇地域共生社会

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域社会。

○地域生活定着支援センター

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後 直ちに福祉サービス等につなげる準備を、保護観察所等と協働して実施する機関。

〇地域福祉権利擁護事業

日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理、重要書類の預かり等の支援を行う事業。

と 〇特定非営利活動法人

医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。特定非営利活動促進法の規定により設立された法人で、NPO法人とも呼ばれる。

〇特別調整

高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センターが行う出所後の生活環境の調整。

に 〇認知件数

犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数。

ひ OBBS会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等 (BBS 運動 (Big Brothers and Sisters Movement)) を行う青年のボランティア団体。

ほ ○法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称。

〇保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で 定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。

〇保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、 法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

み 〇民生委員

地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

や ○薬物乱用対策推進本部

県を中心に、覚醒剤、大麻及び危険ドラッグ等の違法薬物の乱用の根絶を期し、 健全な社会を構築することを目的に、関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ 効果的な乱用防止対策について協議する組織。

〇薬物乱用防止指導員

児童、生徒、学生を対象に薬物乱用防止の啓発活動を行う学校薬剤師で、県薬物 乱用対策推進本部長が委嘱する。

〇薬物乱用防止推進員

地域において薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティアで、県薬物乱用対策推 進本部長が委嘱する。

○やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会

県民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現に向けた、県、市町及び関係団体等の連携による、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進主体。

山口県健康福祉部厚政課

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL 083-933-2724

FAX 083-933-2739

e-mail a13200@pref.yamaguchi.lg.jp

※ この計画は、山口県庁ホームページに掲載しています。 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13200/saihanboushi/keikaku.html